

# 一般社団法人 日本脳神経外傷学会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人 日本脳神経外傷学会 (The Japan Society of Neurotraumatology, JSNT) と称する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を、山口県宇部市南小串一丁目1番1号 山口大学医学部 脳神経外科内に置く。

(目的等)

第3条 本法人は、国民全体の保健・医療・福祉に寄与するため、脳・脊髄及び末梢神経系の外傷に関する医学の進歩の促進を図り、広く知識の交流を行うことを目的とし、その目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 機関誌「神経外傷 (Neurotraumatology)」の発行
- (3) その他、本法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(公告方法)

第4条 本法人の公告方法は、本法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示して行う。

## 第2章 会員及び社員

(会員)

第5条 本法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員  
本法人の目的に賛同し、所定の入会手続きを経た医師及び研究者等
- (2) 名誉会員  
本法人に特に功労のあった者で、社員総会において承認された者
- (3) 賛助会員  
本法人の事業を賛助するため所定の入会手続きを経た個人または団体

- 2 本法人の会員は、学術集会に参加し、研究発表を行い、機関誌「神経外傷」の配布を受けることができる。

(入会)

第6条 本法人に正会員又は賛助会員として入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入し、初年度分の年会費を添えて本法人事務局に申し込むものとする。

- 2 理事会は、入会の申し込みがあった者について審査をし、正会員については、理事会による承認をもって、本法人の正会員となる。

(年会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、定款施行細則（以下「細則」という）に定める年会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費については、理由の如何を問わずこれを返却しない。
- 3 名誉会員については、年会費を免除する。

(任意退会)

第8条 退会を希望する会員は、その旨を本法人事務局に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、未払いの会費がある場合は、その納入後に退会できるものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、社員総会の特別決議により当該会員を除名することができる。ただし、この場合、当該会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款及び細則に違反した場合
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、または本法人の目的に反する行為をした場合
- (3) 連続して2年間、年会費の納入を怠った場合
- (4) その他、除名すべき正当な事由があった場合

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合によるほか、次のいずれかに該当するに至った場合は、会員はその資格を喪失する。

- (1) 総正会員の同意があった場合
- (2) 会員の死亡又は解散

(社員資格の得喪に関する規定)

第11条 本法人の正会員の中より、細則の規定に基づき、社員を選任する。

- 2 前項の規定により選任された社員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。
- 3 社員はいつでも辞任することができ、辞任しようとする者は、辞任届を本法人事務局に提出しなければならない。
- 4 前項の場合によるほか、本法人の社員は、以下の事由により、その社員たる資格を喪失する。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。
  - (1) 第8条乃至第10条に規定する本法人の会員資格の喪失事由に該当するに至った場合
  - (2) 総社員の同意があった場合

### 第3章 役員及び役職

(役員)

第12条 本法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、5名以内を常務理事とする。
  - 3 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

第13条 理事は、理事会を組織し、法令及び本定款で定めるところにより、本法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、本法人を代表し、学術集会を含め、本法人の業務を総括する。

(監事の職務)

第14条 監事は、一般社団・財団法人法第99条乃至第104条の職務を行い、これを社員総会に報告する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員を選任及び解任)

第15条 理事及び監事は、本法人の社員の中から、社員総会の決議において選任する。ただし、必要に応じて社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事長及び常務理事は、法令及び細則の規定に基づき、理事会の決議により選定する。ただし、その選定については、再任を妨げないが、理事長については原則

として連続して2期（4年）を超えることはできない。

- 3 理事及び監事は、法令の規定に基づき、社員総会の決議において、解任することができる。
- 4 理事長及び常務理事は、法令の規定に基づき、理事会の決議により解職することができる。

（役員任期）

- 第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 前項の任期中といえども、理事については、その在任中の年度（本項にいう年度とは、第34条に規定する事業年度ではなく、4月1日から3月31日までの学校年度をいう。以下、同じ。）において、満65歳となる日、あるいは満65歳となる予定の日の属する年度に開催される定時社員総会の終結の時に任期満了となる。
  - 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。
  - 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（役員報酬）

- 第17条 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第4章 会議

（会議）

- 第18条 本法人には、その業務を遂行するにあたり、次の会議を置く。
- （1）社員総会
  - （2）理事会

## 第5章 社員総会

（社員総会）

- 第19条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3箇月以内に開催する。臨時社員総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - （1）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

- (2) 総社員の議決権の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第20条 社員総会は、理事会決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号に該当する場合は、その書面の到達した日から30日以内の日を会日とする臨時社員総会の招集通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を開催するときは、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各社員に対して通知を発しなければならない。
- 4 社員総会は、その総会において議決権を行使することができる社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議方法)

第21条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席（書面議決者及び議決委任者によるみなし出席も含む。）がなければ、議事を行い、議決することができない。

- 2 やむをえない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、または他の社員を代理人として議決を委任することができる。
- 3 前項の場合、その社員は出席したものとみなす。
- 4 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議決権)

第22条 社員総会において、各社員は各1個の議決権を有する。

(議長)

第23条 社員総会の議長は理事長が行う。ただし、理事長に事故があるときは、当該社員総会において選任された他の理事がこれを行う。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び議事録作成に係る職務を行った理事が署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(種類)

第 25 条 本法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に 2 回開催（ただし、4 か月を超える間隔で開催）する。
- 3 前項の通常理事会において、理事長は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 4 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、その請求のあった日から 5 日以内に、14 日以内の日を会日とする臨時理事会の招集通知を発しなければならない。
- 3 理事会を開催するには、会日より 7 日前までに、開催日時、場所及び議題その他法令に定める事項を記載した書面をもって、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議方法)

第 27 条 理事会の議長は、理事長が行う。ただし、理事長に事故あるときは、当該理事会において選任された他の理事がこれを行う。

- 2 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を行い、議決することができない。
- 3 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び出席した理事長並びに出席し

た監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第29条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第30条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第31条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事の過半数の決定したところに従って行う。

(代替基金の積立て)

第32条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

(基金利息の禁止)

第33条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

## 第8章 計算

(事業年度)

第34条 本法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(計算書類)

第35条 理事長は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受け、理事会の承認を経た後、定時社員総会に提出し、3の書類についてはその内容を報告し、1、2及び4の各書類については承認を求めなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (3) 事業報告書

#### (4) 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

(剰余金の処分制限)

第 36 条 本法人は、会員、社員、その他の者又は団体に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

### 第 9 章 定款等変更、合併及び解散等

(定款等変更)

第 37 条 本定款及び細則を変更するには、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成を得た社員総会の決議によらなければならない。

(合併等)

第 38 条 本法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第 39 条 本法人は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号乃至第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

(残余財産の分配)

第 40 条 本法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、各社員に分配しない。  
2 前項の場合、本法人の残余財産は、国又は地方公共団体、本法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする

### 第 10 章 附則

(定款に定めのない事項)

第 41 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団・財団法人法及びその他法令によるものとする。